

平成27年3月18日

## 西区役所職員の勤務時間の変更について

### (1) 総務課職員（窓口延長開庁時における庁舎管理）

毎週金曜日の窓口延長開庁日における庁舎管理業務について、総務課職員の内2名が19時まで庁内に残り、超過勤務での対応を行っている。

総務課職員が対応する理由については次の3つが挙げられる。

- ① 代表電話にかかる電話対応および閉庁後のコールセンターへの電話切替
- ② 保険年金担当の扱う現金についての総務課金庫への受け渡し
- ③ 夏または冬については空調等の管理

### (2) 総務課職員（名簿縦覧）

選挙人名簿の定時登録（毎年3月・6月・9月・12月）及び各種選挙の際に行われる選挙時登録にかかる名簿縦覧対応について、公職選挙法第23条および第270条により名簿縦覧時間が8時30分より17時までと決まっているため、選挙管理委員会事務局の職員1名が8時30分までに出勤し9時までを超過勤務で対応を行っている。

### (3) 区役所職員（期日前投票）

衆議院、参議院、市・府議会、市長、府知事選挙等の期日前投票対応についても、期日前投票期間中は8時30分より期日前投票所を開設するため、期日前投票事務に従事する職員は8時30分から9時までを超過勤務で対応を行っている。

(2)、(3)については8時30分から9時までは休憩を取得することができないため、現行では上記対応を行った職員については勤務区分を9時から17時45分まで（休憩12時から13時まで）とし、8時間を超える勤務に対して1時間の休憩を取得させるようにしている。しかし、8時30分から17時までの勤務区分を新たに設定することにより、超過勤務を行わず名簿縦覧および期日前投票事務を行うことが可能となるため、それぞれの担当職員の勤務時間の変更を行うこととしたい。

## 1. 勤務時間変更理由

- (1) 毎週金曜日の窓口延長について、総務課職員が超過勤務に依らず対応できるようにし、職員の超過勤務の削減と疲労の軽減を図るため
- (2) (3) 選挙人名簿縦覧対応および各種選挙（住民投票含む）期日前投票対応について、超過勤務を行わず対応可能とするため

## 2. 勤務時間変更職員

- (1) 毎週金曜日の庁舎管理対応 2名
- (2) 毎年3・6・9・12月の3日から7日まで（定時登録）および選挙時登録が行われる期間のうち平日  
選挙人名簿縦覧対応 1名
- (3) 各種選挙（住民投票含む）期日前投票  
各種選挙（住民投票含む）期日前投票期間中の平日  
期日前投票従事職員 3～5名

## 3. 勤務時間変更内容

- (2) 現行勤務時間9時から17時30分まで（休憩12時15分から13時まで）を8時30分から17時まで（休憩12時15分から13時まで）とする。
- (3) 現行勤務時間9時から17時30分まで（休憩12時15分から13時まで）を8時30分から17時まで（休憩13時から13時45分まで）とする。

## 4. 実施年月日

平成27年4月1日

## 5. その他

期日前投票事務について、勤務区分を変更する職員の職場については、17時から17時30分までの時間帯に期日前投票の事務を行う職員の数を少なくすることとし、窓口対応等に支障をきたさないようにする。